

業務及び財産の状況に関する説明書類

第2期 2024年7月1日から 2025年6月30日まで

2025年8月29日作成

m c 2 1 監査法人

京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋

弁慶町227番地第12長谷ビル7階

代表社員 松永幸廣

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

- ① 財務書類（電磁的記録を含む。）の監査又は証明の業務
- ② 財務書類（電磁的記録を含む。）の調整、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 沿革

2023年8月4日 mc21 監査法人の設立

2024年8月26日 上場会社等監査人名簿への登録

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別 無限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当法人は、金融商品取引法監査及び会社法監査をはじめとする法定監査、公開準備会社に対する監査等、監査業務を提供することを目的に2023年8月4日に設立されました。

当期の監査証明業務は、新規監査契約の増加により8社となりました。また、非監査証明業務として、監査業務の新規受嘱に関する予備調査業務を実施しております。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	1社	1社
②金商法監査	1社	-
③会社法監査	4社	2社
④学校法人監査	-	-
⑤労働組合監査	-	-
⑥その他の法定監査	2社	-
⑦その他の任意監査	-	-
計	8社	3社

(4) 非監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
非監査証明業務	1社	1社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、監査業務の品質確保が使命であるとの認識に基づき、品質管理のシステムの整備及び運用を着実に実行するため、社員の中から品質管理責任者を選任して、品質を保持した監査業務を行います。

② 経営管理に関する措置

経営意思の決定機関は、社員会がこれにあたり特定の社員に権限を集中することなく社員間の協議及び相互牽制によりガバナンスの強化を図っております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人は、公認会計士法、日本公認会計士協会倫理規則等に基づき、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務、職業専門家としての行動の各項目について「監査の品質管理規程」及び「独立性及び職業倫理に関する規程」等にその方針及び手続を定めております。

④ その他

当法人は、インサイダー取引防止規程を定め運用しております。また、インサイダー取引に関する研修を受講するとともに、定期的に職員から特定有価証券の保有状況等の報告を求めています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

(職業倫理)

当法人及び監査チームのメンバーが遵守すべき職業倫理は「監査の品質管理規程」及び「独立性及び職業倫理に関する規程」にその方針及び手続を定めています。

(独立性)

品質管理責任者及び業務執行社員は、毎年定期的及び必要に応じ、日本公認会計士協会の倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」を利用して、当法人及び監査チームメンバーに関する監査対象会社に対する独立性について検証しております。

(業務執行社員等のローテーション)

大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当者の監査期間は一定期間(7会計期間)以内とすることを義務付けております。大会社等以外の監査業務については、独立性に対する阻害要因があるかどうかを検討し、必要に応じて、適切な措置を講ずることとしております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

監査契約の新規の締結及び更新に関する判断に関してその方針と手続は「監査の品質管理規程」に定めており、監査契約の新規の締結については社員会において決定することとし、監査契約の更新については、審査担当社員による審査を経て決定することとしております。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

監査チームの選任について、業務執行社員は、当法人が提供する不正に関する教育・訓練の機会を通じて得られた監査実施者の知識及び能力の程度を考慮することとしております。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬については、監査品質、人への貢献度、コミュニケーションなどを重点に定期的に評価し、その結果を報酬に反映させています。報酬決定に関する客観的なレビューも行い、公正な報酬となるようにしております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理感を備えた監査実施者を十分に確保するため、採用、教育・訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

専門要員については、品質管理責任者により必要な CPD 履修単位を履修しているかどうかを確認することとしており、必要履修単位に満たない場合は、単位取得が完了するまで監査業務に従事させない措置をとっております。

当法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査実施者への教育・訓練及び監査チームの選任に関する方針を「監査の品質管理規程」に定めております。

監査実施者への教育・訓練については、監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、当法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしております。

ウ. その他

当法人では、業務で入手した情報を適切に管理するために「情報セキュリティ関連規程」を定めて運用しております。業務では信頼性の高いクラウドサービスを利用し、ローカルデータがパーソナル・コンピュータに保存されない対策を講じております。また、クラウドサービスを利用することで、職員間の適時の情報共有、コミュニケーションの円滑化を図っております。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

適切な判断が困難な重要事項を解決するため、専門的な問い合わせに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めて運用しております。

具体的には、審査担当社員との協議、当法人外の専門的な知見を有する助言者への問い合わせ、入手した見解を参考に再度検討したうえで審査担当者の同意を得る方法により対処しております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

監査チーム内又は業務執行社員と審査担当者との間に監査上の判断の相違が生じた場合、監査上の判断の相違が解決されない限り、監査報告書は発行しないこととしております。

また、業務執行社員と審査担当者の意見の相違を解決するために、専門的な見解の問合せを行うこととしております。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人の審査の方式は、関与先ごとに審査担当者を選任する方式によっており、審査担当者は当監査法人の社員であって、5 年以上の監査実務経験を有する者に限定しております。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

監査ファイルの最終的な整理については、監査報告書の発行後、一定の期限内に完了すべきことを「監査の品質管理規程」に定めて運用しております。

当法人ではすべての監査業務に電子調書システムを導入し、期限内に監査調書をアーカイブ処理することで、監査調書の不適切な変更が行われないように管理・保存しております。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

品質管理責任者は、識別した不備に重要な改善を要する事項であるか否かを判断し、重要性が高いと考えられる不備については、是正方針を定め、業務執行社員等に当該不備と決定した是正方針を伝達し、速やかに是正措置を講じることを求め、その遂行状況を確認することとしております。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査基準報告書 900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代を行うための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

業務の引継ぎは、会社から監査人予定者の指定に関する通知書を受領後に開始し、監査上の重要事項及び監査調書に関して確認した事項を、書面にして相互に確認することとしています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人の品質管理システムに関する最高責任は、代表社員が負うものとし、品質管理システムの整備及び運用、モニタリング及び改善プロセスに関する責任は、品質管理責任者が負うものとして、社員会で決定しております

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人は、品質管理基準報告書第 1 号に準拠して、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし適用することを「監査の品質管理規程」に定めております。品質リスクの識別及び対処の評価には、品質管理基準報告書第 1 号実務ガイダンス第 4 号の様式例を用いております。

- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当法人では「監査の品質管理規程」において、モニタリング及び改善プロセスを定めて適用しています。モニタリング活動には、日常的監視と完了した監査業務の検証を含めており、識別された不備の影響を評価して是正処置を適用することで、継続的な品質向上に取り組んでおります。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

公認会計士である社員以外の社員に関しては、監査証明業務の意見形成及び意見審査には関与することができないものとしております。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

品質管理レビュー（登録の審査のためのレビュー） 2024 年 6 月

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の代表社員である松永幸廣は、2025年6月30日の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24 条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
5人	0人	5人

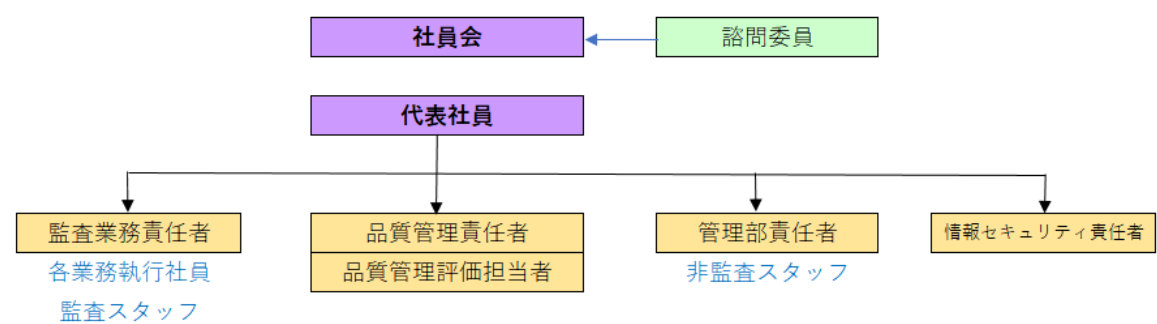
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	決議及び協議機関	5人	0人	5人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 京都	京都府京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227番地第12長谷ビル7階	5人	0人	5人	2人
(従) -	-	-	-	-	-

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第1期	第2期
	2023年8月3日～ 2024年6月30日	2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	17,500	83,700
非監査証明業務	-	25,000
合 計	17,500	108,700

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人であるため、添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人であるため、該当事項はありません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

株式会社MTG
サムティホールディングス株式会社
サムティ株式会社